

旅行条件書

◆旅行条件のご案内(お申込みになる前に必ずお読みください。)※本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。



1、募集型企画旅行契約

この旅行は、東京湾フェリー(株)(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

東京湾フェリー(株)(神奈川県知事登録旅行業第2-543号)神奈川県横須賀市久里浜8-17-5

2、旅行のお申込み及び契約の成立時期

当社にお電話にて郵便番号・住所・氏名・年齢・参加人数をお申しいただき、受付番号をお知らせします。

この場合予約の時点では契約は成立しておらず、旅行代金を当社の指定する方法で指定する日にちまでにお支払いいただいた時点で旅行契約の成立といたします。指定の期間内に支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱う場合があります。※支払い条件が旅行当日の場合は例外

3、お申込み条件

- 20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 旅行目的やお客様層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合はご参加をお断りする場合があります。
- 特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社が講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況により、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客様のご負担になります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4、旅行代金のお支払い・旅行代金について

- 旅行代金は当社の定める期日までに、所定の機関にお支払いください。大人・小人・幼児の料金区分はツアーにより異なります。
- 旅行代金には、以下のものが含まれています。(いずれも旅行日程に明示したのもの)
 - 運送機関の運賃・料金
 - 宿泊代金
 - 食事代金
 - 観光に係わる代金
 - 団体行動中の心付
 - 添乗員費用
 - その他旅行企画代金に含まれる旨表示したもの ※この費用はお客様のご都合により一分利用されなくても原則として払戻はいたしません。

5、旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

6、取り消し料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。

取消・変更日	取消・変更料	
旅行開始日からさかのぼって	宿泊付旅行	日帰旅行他
①旅行開始の前前日の解除	旅行代金の20%	旅行代金の20%
②旅行前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
③旅行当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
④無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%
⑤旅行開始後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%

(2)お客様の都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

7、当社による旅行契約の解除

- お客様が第2項に定める期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは第6項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 次の事項に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が発熱、咳、咽頭痛等があり、感染症の疑いがあるとき。
 - お客様が病氣、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認めたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認めたとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

8、添乗員

- 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- 添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全にかつ円滑に実施するために必要な業務といたします。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

9、当社の責任

- 当社は当社がお客様に損害を与えた場合は損害を補償いたします。
- お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)
- 次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

10、お客様の責任

- お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

11、旅程保証

- 当社は次表に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。
- 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金額＝下記の率×旅行代金	
	旅行前日までの通知	旅行当日以降の通知
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計金額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合にかぎりです。)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した宿泊機関の客室種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑦上記の①～⑥に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

12、お客様の交替

- お客様は当社が承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。

13、個人情報の取り扱いについて

- 当社は旅行申込みの際提出された申込み書に記載された個人情報について、お客様がお申込みいただいた旅行においての運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で使用させていただきます。※このほか、当社及び販売店では(1)会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

14、その他

- お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- 土・日曜日・祭日・ゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行出来ない場合があります。その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じてても、当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- 観光バスを使用した房総でのツアーで、復路欠航となった場合、フェリーの復路チケットにて木更津駅までバスで送迎いたします。木更津駅からご自宅までの交通費はお客様のご負担とさせていただきます。
- 電車を使用した房総でのツアーで、復路欠航となった場合、フェリーの復路チケットを払戻し浜金谷駅にて解散いたします。浜金谷駅からご自宅までの交通費はお客様のご負担とさせていただきます。